

2025年2月1日

重要事項説明書

指定小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護 **ぽかぽか**

当事業所はご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスまたは指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。

当事業所の概要、サービスの内容、契約の内容などご注意いただきたいことを次の通り説明します。

目 次

- 1, 事業者
- 2, 事業所の概要
- 3, 事業実施地区及び営業時間
- 4, 職員の配置状況
- 5, 事業所が提供するサービスと利用料金
- 6, 苦情の受付について
- 7, 運営推進会議の設置
- 8, 協力医療機関など
- 9, 災害対策
- 10, サービス利用にあたっての留意事項
- 11, 個人情報の取り扱い
- 12, 個人情報の取り扱い（同意説明書）
- 13, 介護サービス利用申込書

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」または「要支援」と認定された方が対象となります。

1 事業者

- | | |
|-----------|-----------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 寿の会 |
| (2) 所在地 | 福井県福井市西下野町15-12 |
| (3) 電話番号 | 0776-33-5911 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 佐々木 紀明 |
| (5) 設立年月日 | 平成10年 12月25日 |

2 事業所の概要

- | | |
|--------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 指定小規模多機能型居宅介護
指定介護予防小規模多機能型居宅介護
平成24年 4月 1日指定 |
| (2) 事業所の目的 | 利用者が住みなれた地域でその人らしい暮らしが続けられるよう、通い、訪問、宿泊を柔軟に組み合わせることにより、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで必要な日常援助を行い、利用者が可能な限り地域の中で自立した生活を営めるように支援することを目的とします。 |
| (3) 事業所の名称 | 小規模多機能型居宅介護 ぽかぽか |
| (4) 所在地 | 福井県福井市菅谷1丁目13-19 |
| (5) 電話番号 | 0776-25-5567 |
| (6) 管理者氏名 | 林本 臣史 |
| (7) 事業所の運営方針 | <ul style="list-style-type: none">① 事業所で提供するサービスは、利用者一人ひとりの人権を尊重し、その人がその人らしく家庭的な環境のもとで日常生活を送ることができるようにサービスを提供します。② 利用者の心身の状況に応じて、「通い」「泊まり」「訪問」を柔軟に組み合わせたサービスを提供します。③ 地域住民との交流や地域活動への積極的な参加を図ります。④ 事業者のサービス提供は、親切丁寧に行うことを旨とし、あらかじめ利用者又は家族に対し、サービスの提供などについて、わかりやすく説明を行います。 |

⑤ 提供する事業者のサービスの質の評価を行い、定期的に第三者による評価を受けて、それらの情報を公表し、常に改善を図ります。

(8) 開設年月日 平成24年4月1日

(9) 登録定員 29名

(通いサービス15名、泊まりサービス5名)

(10) 居室などの概要

当事業所では以下の居室・設備を用意しています。

居室・設備の種類		数	面積	居室・設備の種類	数	面積
宿泊	個室	5	42.89 m ²	浴室	1	17.0 m ²
				脱衣室	1	14.01 m ²
				居間兼食堂	1	94.49 m ²
トイレ		2	13.88 m ²	台所	1	4.57 m ²

3 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の実業の実施地区

福井市

(但し事業所から概ね10km以内とします。)

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	年中無休 (毎日8時30分～19時00分)
泊まりサービス	年中無休 (毎日19時00分～8時30分)
訪問サービス	随時

4 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスまたは指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する職員として、以下の職種の人員を配置しています。

《主な職員の配置状況》※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常 勤	非常勤	職務内容
1, 管理者	1名(兼務)		事業内容の管理・調整
2, 介護支援専門員	1名(兼務)		ケアマネジャー
3, 看護職員	0名	2名	健康チェックなどの医療業務
4, 介護職員	5名	3名	日常生活の介護・相談業務

令和4年1月現在

《おもな職種の勤務体制》

職 種	勤務体制
1. 管理者	通常の勤務時間 8:30～17:30
2. 介護支援専門員	通常の勤務時間 8:30～17:30
3. 看護職員	通常の勤務時間 8:30～17:30
4. 介護職員	通常の勤務時間 8:30～17:30 夜間の勤務時間 16:00～10:00 その他、利用者の状況に応じた勤務時間を設定します。

5 事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

以下、ア～ウのサービスについては、利用料金の9割が介護保険から給付され、利用者の自己負担は費用全体の1割、エの③の金額になります。これらのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、契約者のご協議の上、小規模多機能型居宅介護計画または介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定めます。【(5)参照】

〔介護サービスの概要〕

ア 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事、入浴及び排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供いたします。

① 食事介助

食事の支度や後片付け等を一緒に行うほか、必要に応じて食事の介助等も行います。

② 入浴介助

入浴または清拭を行います。利用者の身体の状態に応じて、衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。

③ 排泄の介助

利用者の状況に応じて、適切な排泄の自立についても適切な援助を行います。

④ 機能訓練

利用者の心身の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

⑤ 健康チェック

血圧測定等ご利用者様の全身状態の把握を行います。

⑥ 送迎サービス

契約者の希望により、自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ 訪問サービス

- ・利用者の自宅にお伺いし、日常生活上のお世話などを、利用者に寄り添い、心の通う介護サービスを提供いたします。
- ・訪問サービス実施のための必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は、無償で使用させていただきます。

ウ 宿泊サービス

- ・事業所に宿泊していただき、食事・入浴・排泄等の日常生活上のお世話などを、利用者に寄り添い、心の通う介護サービスを提供します。

*事業所は 1 人の利用者に対して、通いサービス及び訪問サービスを合わせて概ね週 4 日以上行うことを目安とします。

当事業所では、介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

- ① 看護職員以外による医療行為
- ② 利用者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受
- ③ 飲酒および利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ④ 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑤ その他、利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

〔サービス利用料金〕

エ 通い・訪問・宿泊（介護費用分）全てを含んだ 1 ヶ月単位の包括費用利用料金は 1 ヶ月ごとの包括費用（定額）です。

下記の料金表によって、利用者の要介護区分に応じた自己負担額をお支払ってください。但し、自己負担の割合は介護保険自己負担割合証によります。

《料金表》

	要介護区分	基本単位	利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
同一建物居住者以外 (地域利用者)	要支援1	3,450	¥35,086	¥3,509	¥7,017	¥10,526
	要支援2	6,972	¥70,905	¥7,091	¥14,181	¥21,272
	要介護1	10,458	¥106,357	¥10,636	¥21,272	¥31,907
	要介護2	15,370	¥156,312	¥15,631	¥31,263	¥46,735
	要介護3	22,359	¥227,391	¥22,739	¥45,478	¥68,217
	要介護4	24,677	¥250,965	¥25,097	¥50,193	¥75,290
	要介護5	27,209	¥276,715	¥27,672	¥55,343	¥83,015

	要介護区分	基本単位	利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
同一建物居住者 (ルーフエスがや入居者)	要支援1	3,109	¥31,618	¥3,162	¥6,324	¥9,486
	要支援2	6,281	¥63,877	¥6,388	¥12,776	¥19,163
	要介護1	9,423	¥95,831	¥9,583	¥19,166	¥28,750
	要介護2	13,849	¥140,844	¥14,084	¥28,169	¥42,253
	要介護3	20,144	¥204,864	¥20,486	¥40,973	¥61,459
	要介護4	22,233	¥226,109	¥22,611	¥45,222	¥67,833
	要介護5	24,516	¥249,327	¥24,933	¥49,866	¥74,798

*福井市は地域区分が「7級地」であるため、上記表の基本単位に10.17円を乗じた金額の1割(所得に応じて2割もしくは3割)が自己負担となります。ただし、1ヶ月の合計で計算した場合、小数点以下の端数処理の関係で、差異が生じる場合があります。

月ごとの包括費用ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画等に定めた利用日数に増減が生じた場合であっても、その費用を日割計算するものではありません。

但し、月途中からの登録の場合または月途中での登録終了の場合、登録した期間に応じて日割した料金をお支払いいただきます。なおこの場合「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い・訪問・宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日・・・利用者が当事業所との利用契約を終了した日

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者様の自己負担分が変更となります。

オ 加算について

小規模多機能型居宅介護事業所または介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録日から起算して30日以内の期間については、初期加算として下記③のとおり加算分の自己負担額が必要となります。30日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。

① 加算対象サービス料金	初期加算（30日まで） 300円（1日あたり）
② 介護保険からの給付額（90%）	270円（1日あたり）
③ 自己負担額（①－②）	30円（1日あたり）

*その他加算については、別紙の通り定めます。

(2) **介護保険の給付の対象とならないサービス**

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

《サービスの概要と利用料金》

ア 食事の提供

利用者に提供する食事に要する費用です。

食事代	朝食代	昼食代	夕食代	おやつ代
	420円	680円	690円	100円

※ 外食した場合の費用は実費となります。

イ 宿泊に要する費用

利用者様に提供する宿泊に要する費用です。

宿泊代	1泊あたり
	2,000円

ウ 日常生活費

利用者のおむつ代、尿とりパッドなどに要する費用です。

日常生活費	おむつ代	尿とりパッド代	その他必需品
	150円	100円	実費

エ 教育娯楽費

写真・レクレーション材料代など、利用者の娯楽・趣味・趣向に要する費用です。(基本的には実費です。)

教育娯楽費	写真代	レクレーション代	趣味・趣向代
	実費	実費	実費

上記のほか、日常生活に要するものの費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用については、実費を請求いたします。

経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当であると認められる額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容及びその事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金の支払い方法

毎月中旬に前月利用料分の請求書を発行しますので、お支払いは月末までに下記の方法でお願いいたします。

預金口座振替とします。「引き落とし契約料」は事業所が負担し、「引き落とし手数料」は利用者のご負担とします。

<振込方式>

*金融機関名：福井信用金庫 工大前支店 *預金：普通

*口座番号：0251347

*口座名義人：社会福祉法人 寿の会 理事長 佐々木 紀明

(4) 利用の停止・変更・追加

ご利用予定日以前に、ご契約者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスまたは介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、追加をすることができます。

この場合、原則としてサービス実施日の前日までに事業者にご連絡ください。

介護保険給付の対象となるサービスについては、利用料金は1ヶ月ごとの包括料金（定額）であるため、サービスの利用回数などに変更があった場合でも1ヶ月の利用料は変更されません。

但し、介護保険給付の対象外のサービスについては、ご利用予定日の前日までに申し出がなく、当日に利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。なお、緊急等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

ご利用予定日前日までにご連絡があった場合	無 料
ご利用予定日前日までにご連絡がなかった場合	当日の食事分の費用 宿泊に要する費用 1回 1000 円

事業所の稼働状況により、利用者のサービスのご利用変更・追加の申し出に対して、希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

(5) 小規模多機能型居宅介護計画等について

小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住みなれた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、ご希望及びその置かれている環境を踏まえて、通い・訪問・宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。事業者は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、利用者様と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画等を定めるとともに、その実施状況の評価を行います。計画の内容及び評価結果などは書面に記載して利用者へ説明の上で交付します。

(6) 入院時及び遠方への静養時の対応

利用者が長期の入院または静養を行う場合には、利用者の申し出により中途解約をすることができます。入院または静養が短期間である場合は、中途解約を行わず引き続いて小規模多機能型居宅介護サービス等を受けることができます。

ただし、30日以上連続で小規模多機能型居宅介護サービスを提供できない場合は、やむを得ず利用契約を解約させていただきます。

6 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所への苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口	管理者 林本 臣史
○ 受付時間	毎週月～金曜日 8：30～17：30
○ 連絡先	0776（25）5567
○ 苦情解決責任者	理事長 佐々木 紀明

(2) 行政機関その他苦情受付機関

福井県 国民健康保険団体連合会	福井市西開発4丁目202-1 福井県自治会館 4階 TEL (0776) 57-1611 FAX (0776) 57-1615
福井市介護保険課	福井市大手3丁目10-1 TEL (0776) 20-5715 FAX (0776) 20-5766

7 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護および介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下

記のとおり運営推進会議を設置しています。

〈運営推進会議〉

構成：利用者または利用者の家族、行政、地域住民の代表者、事業について知見を有するもの。

開催： 2 ヶ月ごとに開催内容：サービス提供状況の報告、評価、要望、助言について

内容： サービス提供状況の報告、評価、要望、助言について

8 協力医療機関等

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関などと連携・協力しています。

〈協力医療機関・施設〉

○ 光陽生協クリニック	福井県福井市光陽3丁目9-23 TEL (0776) 24-3310
○ 光陽生協病院	福井県福井市光陽3丁目10-24 TEL (0776) 24-5009
○ 光陽生協歯科診療所	福井県福井市光陽2丁目18-15 TEL (0776) 24-8748
○ 社会福祉法人 寿の会 介護老人保険施設 あじさい	福井県福井市西下野町15-12 TEL (0776) 33-5911

9 非常災害対策

(1) 非常災害時の対応

非常災害時には、別途定める消防計画に沿って対応を行います。

また、自衛消防訓練（消火訓練、通報訓練、避難訓練、その他訓練）を年2回、利用者も参加して行います。

嶺北消防署への届け出日： 平成24年 3月

防火管理責任者：林本 臣史

〈消防用設備〉

○ 誘導灯及び誘導標識 ○ 消火器 ○ スプリンクラー

(2) 地震・洪水など災害発生時の対応

非常災害発生時には、利用者の安全確保および避難所への速やかな誘導

を行います。福井市策定の国民保護計画概要に従い、別途定める「ぽかぽか」の最寄りの避難場所は、ルーチェすがや正面玄関前です。

1 0 サービス利用にあたっての留意事項

- 多額の現金・貴重品・貴金属の持ち込みはご遠慮ください。
- 持ち物にはお名前をご明記ください。
- 他の利用者の迷惑となる行為はご遠慮ください。
- 事業所内での宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
- 迷惑行為が著しい場合はご利用をお断りいたします。

1 1 個人情報の取り扱い

業務上知り得た個人情報は、利用者へのサービス向上に資する目的での利用の他には、正当な理由なく第三者に漏洩いたしません。

また、個人情報取り扱いを適正に行うため、別に定める小規模多機能型居宅介護サービスおよび介護予防小規模多機能型居宅介護サービス提供における個人情報の取扱い方法を利用者又はその家族に説明し、同意を得ます。

1 2 小規模多機能型居宅介護サービスおよび 介護予防小規模多機能型居宅介護サービス提供における 個人情報の取扱い方法 (同意説明書)

ぽかぽか（以下「事業所」という。）は個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報管理責任者として 管理者 林本 臣史を置き、お預かりした個人情報を厳重に管理します。

但し、利用者の健康などの心身の管理のため、又は利用者様へのサービス向上に資するために、下記の目的で第三者に提示・提供させていただく場合があります。

利用目的	利用する個人情報
①介護保険関係法令に従い、小規模多機能型居宅介護サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議の為	I・II
②保険者（各地方自治団体）の実施するケア会議の為	I・II
③緊急時の医師への状況報告の為	I・II
④介護保険請求の事務手続きの為	III
⑤ご利用料金自己負担分の事務手続きの為	IV
⑥事業所の事業PR、行事、イベント、作品などの発表の為	V

(2) 利用する個人情報の内容

- I, [基本情報]・・・ 氏名・住所・家庭状況など、事業所が介護サービスを行うために最低限必要な利用者やご家族個人に関する情報。
- II, [アセスメント情報] 健康状態・病歴・ADL・薬などの内服情報
- III, [介護計画情報]・・・ 当事業所において計画された介護計画に基づく情報。
- IV, [取引情報]・・・ 自動振替依頼書に記載された情報。
- V, [画像情報]・・・ 行事・イベント等の記録のため、写真などで記録された利用者の肖像権に関する情報。

(3) ご利用にあたって

- ① 個人情報の提示又は提供は、(1)に記載する利用目的の範囲内で必要最小限に留め、関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払います。

- ② 画像情報においては、個人の尊厳に配慮し、掲載・発表方法を考えます。
また、ご本人又はその家族より掲載・発表の中止の申し出があった場合は、掲載・発表は致しません。